

(仮称)水とみどりの神田川・妙正寺川地区について

趣旨

神田川の支川である妙正寺川を区部地区に追加する。指定範囲については、神田川と同じ河川両側の30mとする。

「(仮称)水とみどりの神田川・妙正寺川地区」の景観形成方針 (案)

水とみどりの一体感が連続して感じられる河川景観の形成

神田川・妙正寺川の景観形成は、水とみどりをいかした一体的な景観を作り出すことが重要です。河川沿いや護岸の緑化を積極的に推進し、護岸による硬い表情を和らげていきます。また、河川の流れに表情を加えることは、河川景観に変化と彩りを加え、魅力的な空間をつくる効果があります。河床に水生生物を植え、生物が住みやすくなるよう工夫をしたり、水の流れに表情の変化を加えたりすることにより、水とみどりが一体感を持った景観を形成していきます。

みどり豊かな河川沿いの歩行者空間の創出

神田川・妙正寺川沿いの歩行者空間は、神田川・妙正寺川を眺望する場所であり、河川の趣きを感じることでできる親水空間でもあります。建築物等の配置は、河川景観に配慮したものとし、河川沿いをゆとりと潤いのある空間とすることが重要です。また、緑化を推進し、誰もが利用しやすくみどり豊かで連続的な歩行者空間を創出していきます。

神田川・妙正寺川と河川沿いの地域が調和したまちなみ景観の形成

神田川・妙正寺川は古くから人々の生活の中心にあり、その生活と密接に関係してきました。また、川幅が狭いことから、河川沿いのまちなみの一軒一軒のたたずまいが、河川の景観と一体となった眺めとなります。そのため河川沿いに新たに建てる建築物等は、河川に対して裏側を見せないよう工夫し、また、配置や素材を河川景観と調和したものとするなど、神田川・妙正寺川を中心としたまちなみを創出していきます。

「(仮称)水とみどりの神田川・妙正寺川地区」の景観形成基準(案)

(1)(仮称)水とみどりの神田川・妙正寺川地区

建築物の新築等		
届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	建築物の高さ > 10m又は延べ面積 > 300 m ²	
景観形成基準	形態意匠	外壁の色彩や素材は、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 形態意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、隣接する建築物や河川景観との調和を図る。
	その他	敷地内に歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、積極的にこれらをいかす。 隣接する建築物の壁面等の位置を考慮した配置とする。 附帯する設備等は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景を行う。 附帯する構造物や施設等は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景をする。 外構は、敷地内のデザインだけでなく、河川景観との調和を図る。 敷地内はできる限り緑化を行う。 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を河川に向けない。
ただし、建築物の高さ > 15m又は延べ面積 > 1,000 m ² の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。		
景観形成基準	形態意匠	色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺の景観との調和を図る。
	その他	隣接する敷地や公共施設と一体となったオープンスペースを神田川・妙正寺川沿いに新たに創出するなど、河川景観に配慮した配置とする。 壁面の位置の連続性や、適切な隣棟間隔の確保など、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 神田川・妙正寺川にも正面性をもたせ、河川景観に配慮した外構や配置とする。 周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る。 遊歩道や橋からの見え方に配慮する。 神田川・妙正寺川沿いに、長大な壁面や設備等が露出することを避けるなど、河川景観との調和を図る。 緑化にあたっては、生態系にも配慮した樹種の選定を行うとともに、積極的に屋上や壁面の緑化を行う。 神田川・妙正寺川沿いの垣・さくは生垣とする。

工作物の建設等		
届出対象行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
工作物の種類と届出対象規模	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（ 1 ） 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む） 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	
景観形成基準	形態意匠	色彩や素材は、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。 形態意匠は、周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	遊歩道や橋から見たときに圧迫感を感じさせないよう、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 敷地内はできる限り緑化を行う。
ただし、工作物の高さ > 15m 又は築造面積 > 1,000 m ² の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。		
景観形成基準	形態意匠	色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物は除く。)

1 架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者および同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く

開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	
届出対象規模	開発区域の面積 > 1,000 m ²
景観形成基準	開発区域内に、歴史的な建造物や残すべき自然などがある場合は、それらをい計画とする。 大幅な地形の改変を避けるとともに、長大な擁壁や法面などが生じないように擁壁や法面は、緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。
ただし、開発区域の面積 > 3,000 m ² の場合は、下記の景観形成基準を加えるものとする。	
景観形成基準	区画は、オープンスペースや緑地が神田川・妙正寺川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 神田川・妙正寺川への歩行者の動線を確保する。 区画は、建築物等の配置が神田川・妙正寺川へ顔を向けやすいものとする。

(仮称) 水とみどりの神田川・妙正寺川地区の区分地区の区域



(仮称) 水とみどりの神田川・妙正寺川地区 (範囲拡大区域)

妙正寺川

水とみどりの神田川地区 (現行)

神田川

豊島区

中野区

新宿区

- 凡例 —
- 現行の区分地区指定 (水とみどりの神田川地区)
 - 追加の区分地区指定 ((仮称) 水とみどりの神田川・妙正寺川地区)
 - 区界